

---

## 平成24年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

---

平成24年3月6日(火)

### 1. 議事日程第2号

平成24年3月6日(火) 午前10時開議

#### 第1 議案質疑

(議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第14号、議案第16号から議案第26号、議案第35号から議案第41号)

#### 第2 予算特別委員会の設置について

#### 第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第14号、議案第16号から議案第26号、議案第35号から議案第41号、請願1件、陳情1件)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 議案質疑

(議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第14号、議案第16号から議案第26号、議案第35号から議案第41号)

#### 日程第2 予算特別委員会の設置について

#### 日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第14号、議案第16号から議案第26号、議案第35号から議案第41号、請願1件、陳情1件)

---

### 出席議員(16名)

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣

11番	宿利俊行	12番	清藤一憲
13番	藤本勝美	14番	片山博雅
15番	繁田弘司	16番	高田修治

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大蔵順一	議事係長	小野英一
------	------	------	------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	帆足博充
まちづくり 推進課長	麻生太一	環境防災課長兼 基地対策室長	平井正之
税務課長	帆足浩一	福祉保健課長	日隈桂子
住民課長	村口和好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶原政純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅木良政	会計管理者兼 会計課長	横山弘康
人権同和啓発 センター所長	飯田豊実	学校教育課長	穴本芳雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河島公司	行政係長	石井信彦

---

午前10時00分開議

○議長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案質疑

○議長（高田修治君） これより議案質疑を行います。

議案集2ページです。

議案第2号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第3号、玖珠町職員の再任用に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

第2条中の（1）の25年以上勤続というふうな文言がありますが、この25年というのは、何を根拠にして25年としたのか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

25年以上勤続して退職した者であつてということではありますが、上位法であります地方公務員法に基づく規定によるものであります。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） そうしますと、どう申しますか、60歳で退職して、5年間ですから、65歳まで再雇用するということになるわけですね。その時、再雇用は、例えば一般職とか、あるいは技術職とか、専門職とか、そういったことは、もう全くなくして、どなたでも60歳以上で必要とする方を再雇用するという形になるわけですね。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

この再任用につきましては、現在の現町条例の中での玖珠町職員の定年等に関する条例の中にも、定年退職者の再任用という条項がございます。ただ、これは上位法であります地方公務員法の改正によって、現在、条例としての上位法の根拠がなくなったことにより、今回、再任用の条例を提案するものであります。国における条例そのものは、平成11年7月22日の公布、法の施行は平成13年4月1日からの施行ではあります。

玖珠町として、今回の提案でございますが、先ほどのご質問の再任用の規定に基づく職種的な、本来、再任用の特殊な業務ですとか、その職務として必要である場合には、再任用ができるという規

定も従前からあったわけで、今回、その上位法の改正に基づく改正ということで、業務的にも定年退職者の再任用という位置づけには変わりございません。

以上でございます。

○議長（高田修治君） ほかに。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

今に関連してなんですけれども、そうした場合に、再任用された方は、正職員数の数の中に入れるんですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

再任用の法律そのものの中に、常勤の再任用と、短時間雇用での再任用の二通りがございます。常勤の場合は定数にカウントされますし、非常勤の場合には定数にはカウントされません。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

常任となると、正職員ということになる感じなんですけれども、そうした場合、行政改革をしていく中で、職員の定数が大体何人と決められているんですけれども、新規雇用の方がなかなか難しくなるような気持ちがするんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高田修治君） 総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

この再任用制度そのものが、退職共済年金制度の改正にあわせて導入されたものであります。これまで、先ほども申し上げたとおり、国の法律、地方公務員法そのものは、平成13年から施行されているわけですが、これまで旧条例の中での再任用の規定はございましたけれども、新たな法施行に伴う条例改正はいたしておりませんでした。

ただいまのご質問の確かに新たな雇用と定数との関係からすると、採用職員の枠が少なくなるのではないかというご指摘だと思います。これまでこの条例そのものが改正されなかったのも、その意味も十分背景的にはあったかと思えます。ただ、国の定年制の動きそのものが、再任用の拡充ということの流れになってまいりましたので、一応条例的にも、国の法律に基づく改正は必要であろうということでのまずは提案でありまして、今、職種としてどの部門で再任用というのは、具体的にはまだ検討しておりません。

以上です。

○議長（高田修治君） 河野君、3回目です。

○7番（河野博文君） はい。

そして、この条例なんですけれども、県下の他市町村での取り組みはどんなふうな感じですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 県下では、条例の整備がされていないのが玖珠町、九重町、佐伯市の1市2町だけであります。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 8番尾方であります。

国の方針であるんでしょうけれども、最終的には何名ぐらい、どれぐらいまでのことを考えておるんですか。やはりたくさんになってくると、河野君も言ったように新規雇用というものが、それに拵拭してくるんじゃないかなと思うんです。それは、国もベテランのほうが、なかなかやりやすい面があるということで、国はそういう方針を出したと思うんですけれども、我が町ではどれぐらいまでを考えているのかお聞きしたい。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 具体的に今のところ、そのポストの数は想定はいたしておりません。これまで行財政改革、平成17年から21年の5カ年の集中改革プランは終了したわけでありましたが、引き続いて職員の事務事業、組織機構の見直しによる行革の流れは、依然として継続しております。その目標に向かっては、今後進めていく流れになりますので、あくまでも職員数は、これからも減少の方向での方向性は現在も堅持しております。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第3号の質疑を終わります。

次に、10ページをお開きください。

議案第5号、玖珠町都市公園条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第6号、玖珠町農業委員会委員選挙区条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第7号、玖珠町行政組織条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

17ページです。ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第8号、玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第9号、玖珠町印鑑条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第10号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番(宿利俊行君) 11番宿利です。

これは非常勤特別職の報酬の費用弁償に関する条例の一部改正ということですが、この中の別表第4中、「官公造林看守」の項を削り、次に「野平町有林看守」の項を削るということが出ておりますが、これはどういう意味で削除するのか。

○議長(高田修治君) 帆足総務課長。

○総務課長(帆足博充君) お答えします。

今回の非常勤特別職の項目の中で、現条例中、「官公造林看守」、「野平町有林看守」につきましては、削除の提案でございます。

平成13年に町有林の現況調査を実施いたしました。その実施と共に、平成14年から18年の5カ年の施業計画をあわせて町有林整備としての作成をいたしたところであります。その業務については、管理委託として森林組合に委託したところではあります。

この町有林の施業計画、管理委託に伴う事後の管理形態はできたわけですが、それまで官公造林の看守、野平町有林の看守という非常勤特別職としての形で業務をお願いしてきたところですが、当時の看守の方が高齢化をされ、また辞めたいという意向も出され、先ほどの施業計画も策定して、管理委託も決定したということで、業務の重複性も出てきたということでございます。

さらに、後継者もないというところから、平成16年度まで看守の方の支払いは行い、平成17年からストップというか、支払いが終わったというところでございます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） そうしますと、地元の方には、そういったことは十分調整というか、連絡は取れておるといことなんですね。

○議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 十分それは協議の上での形で、実質的には看守の方の存在がなくなって、今回、条例上から字句を削除したいというところであります。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページです。

議案第11号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第12号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 1番廣澤です。

現在、商店は、お客が減って大変苦しい状況にある。また、働きたい人は沢山いるけれども、仕事がなく、苦しい生活を強いられている人は沢山いるんですね。そんな中で、ちょっと先ですけれど

も、16号議案では、町税の増税につながっている。益々、町民の生活というのは苦しくなっている。こういう中で、何で役場の職員だけ、手当とはいえ上げなくちゃいけないのか。

今の11号では、行政経費節減のためとあって、町長、副町長、それから教育長の給料は下げている。一方で、こういう手当を増やしたのでは、本当に行政経費の節減になるのかと。財布は一つ。町の財布は一つです。他の町を参考にしたと言うけれども、それは役場の論理。町民目線でやはり考えていく必要があると思う。

何で今のこういう時期に、扶養手当といえども、税金を使わなくちゃいけないのか。これについて説明をお願いします。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

扶養手当の増額ということで提案でございます。子育て支援等の意味合いが性格的には強いという意味と、条例的には、子、それから父、母等の扶養という部分での改正になっております。

条例上、職員の給与に関する条例における13条の項目にございますが、配偶者の規定の部分は、今回はしておりませんで、22歳に達するまでの子及び孫、それから60歳以上の父、母及び祖父母、この部分での改正でございますが、特に今回の改正は、やはり少子化の部分も、役場職員に対しても規定として設けたいというところでの改正の提案でございます。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 子育て支援とか祖父母とか、色々そういうことはありますけれども、じゃ、町民はどうなんでしょう。農家の人、商店の人、こういう人には増税はされるけれども、こういう手当はつかないわけです。私は、町民目線で立候補してきたから、余計そういう印象があるんですよ。恐らくここの議員も、みんな町民のための政治をやりたいということで立候補しているんだと思う。これはどう考えても、役場の目線だと僕は思うんです。

議会改革委員会を今やっています、各地域にこれから出て、議会の報告と意見交換会をやりましょうということになっている。このとき、何で役場の職員だけ上げるんだという質問をされたとき答えられないですよ。筋が通らない。大事な税金ですし、ここはもう1回考えられたほうがよろしいと思うんです。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

今回、役場職員だけということではなしに、条例で今回、議案第19号、玖珠町出産祝金等支給条例の一部改正というところで、あわせての子育て支援も提案はいたしているところではございますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田修治君） 町長。

○町長（朝倉浩平君） 基本的に人件費の考え方というのは、総額で、過去5年間の行財政改革の中で、役場の職員が232人から193人ぐらいですね、実は減っていると。その中に人件費が3億円ぐらい



抑制されている。基本的には、経常収支比率が82%というところの中において、企業経営においては、やはり人が非常に重要であると。そこにおいて、高度な住民サービスをするためには、それは私は悪くないんじゃないかと考えています。

ただ、総人件費の割合が少数精鋭でいくか、姫島みたいに多数でラスパイレスを下げていくかという方法もあると思いますけれども、やはりいい環境で働いてもらって、高度な住民サービスをしていただくということは、組織の運営の基本じゃないかというふうに考えております。

そして、個々、やはり玖珠町は、子ども手当、今回、また第1子、第3子も出産祝金をちょっと増やしていただくようなことを上程させていただいていますけれども、そういうのも含めて、総合的に考えて、私はこういう状況でいいんじゃないかということで上程させていただいた、そういう状況でございます。

○議 長（高田修治君） 廣澤俊幸君。

○1 番（廣澤俊幸君） 廣澤です。

さっき帆足課長から説明がありましたけれども、町民もみんな子ども手当はつくんです。それにプラスになるんですよ、役場の人は。そこはよく考えてもらいたい。役場の人はプラスになるということ。

それから、高度なサービスを提供する、これは当然のことですよ。公務員として当然のこと。公僕だという言葉が忘れ去られているのかなど。だから、環境整備と言うけれども、やはり町民がお客さんなんですよ。町民のためにどうするのかということを考えないと、本当に私たちは説明がつかない。こういうことをやっている、選挙中でもありましたけれども、議員に対する不審、これが募ることだと思う。やはり議員の最大の役割の一つでは、チェック機能の充実、監視機能の充実というのは求められています。やはり町民目線でどうあるべきかということを考えるべきだと私は思いますので、そこだけはひとつ申し上げておきたい。

特に行政経費節減のために、3人の三役は下げたんだったら、その延長で物事を考えないと、財布は一つ、大事な町民の税金を使うということから考えると、本当に行政経費節減を図ろうとしているのかと疑問に思わざるを得ないんですよ。そのことを申し上げておきたいと思います。

○議 長（高田修治君） ほかに。

7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 7番河野です。

今に関連してなんですけれども、子ども手当を貰うことによって、一般の町民は扶養を認められなくなったんですよ。扶養控除がされなくなったんですよ。だから、税金が高くなるというんですよ、子ども手当を貰っているから。そうしたら、一般町民の方にも何か減税するようなことを考えてあげないと、役場の人だけじゃないんですよ。一般町民も扶養控除がなくなっているから、その辺がやはりもうちょっと考えてあげるべきだと。出産手当はまた先なので、後で言わせてもらいます。

それから、もう1点は、ラスパイレスの話が出たんですけども、玖珠町のラスパイレス、決して

低くないと思うんですよ。3年ぐらい前までは、九十七、八%で収まっている。たしか1、2年から100を超していたと思うんですけども、決して安くないと思います。

扶養家族が一般の人は認められなくなったんですよね。子ども手当を貰っている人たちは。

〔「それは町の問題」と呼ぶ者あり〕

○7 番（河野博文君） 国の問題ですけども、だから、一般町民もやはり厳しいところが出てきよるんですよ。そうした場合、町も役場の人を認めるなら、一般の人に対しても、玖珠町特有の何か認めるようなこともあってもいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長（高田修治君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今、河野議員さんのお話は、多分扶養控除の廃止の分と子ども手当の関連というふうなことでありますけれども、今回の給与条例の改正については、地方公務員法の24条というふうな法律に基づいて、国法準拠、国の給与制度に準拠したり、他の自治体の状況を見て準拠したりというふうなことを総合的に考えて提案させていただいたというふうなことであります。

県下の他の市町村の中で、こうした扶養手当というふうなところを増額している状況が出てきております。そういった中で玖珠町も、さっき町長のほうから話がありましたけれども、16年からの行財政改革をしっかりとやりながら、経費の節減というふうなことをトータルで実施してきたというふうな中で、今回、職員も大変、今、仕事に取り組んでいるというふうな状況の中で提案させていただきましたので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議 長（高田修治君） ほかに。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

議案第13号、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。

議案第14号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第16号、玖珠町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第17号、玖珠町使用料条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第18号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第19号、玖珠町出産祝金等支給条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番(河野博文君) 7番河野です。

これ上がるということで、町民にとってはうれしいことなんですけれども、これは町長の考え方によって出た条例の改正案ですか。

○議長(高田修治君) 朝倉町長。

○町長(朝倉浩平君) そうでございます。

○議長(高田修治君) 7番河野博文君。

○7番(河野博文君) それならいいんですけども、これが以前下がった経緯があるものですから、この何年かの間に下がった金額を貰っている人がある。その前は高く、途中何年か下がった人たちがあって、また今度上がっていくんですね。だから、ちょっとその間の人たちは、かわいそうなところがあると思うんですけども、町長の考え方ということで、これが課長さん方の意見やったら、

統一性がないということをおもうんですけれども、町長が出産手当に関しては力を入れたいということですから、納得いたしました。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページ。

議案第20号、玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第21号、玖珠町営土地改良事業並びに災害復旧事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集37ページです。

議案第22号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集38ページです。

議案第23号、玖珠町消防団条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集39ページです。

議案第24号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集40ページです。

議案第25号、玖珠町自治会館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集41ページです。

議案第26号、玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦です。

これは新しく発足する一般社団法人くすみちということであり、その運営体制の組織図、この別冊の参考資料によりますと、運営体制の中で社員総会というので、社員が玖珠町長、社員、玖珠町副町長、そして社員、玖珠町商工会長と、こういうことになっております。これは1つは、非常にこういう体制、ちょっと引かかるのは、玖珠町商工会長、現に河野議員がやられておりますけれども、先々、ちょっとどうなのかなという思いでちょっと質問いたしますけれども、これは公職選挙法とかさまざまな事柄については、これは問題ないのでしょうか。そこら辺をちょっと。

ちょっと補足します。たまたま商工会の会長が河野議員ということで、たまたまそういう今立場にいられますから、そういうことに関して、公職選挙法からしたら、そこら辺のことは大丈夫なのかなという思いがありまして質問をいたしました。

○議長（高田修治君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） この一般社団法人につきましては、4月1日より道の駅の指定管理を行っていただくということを前提にしております。地方自治法の中の議員の兼職、これにつきましては、請負に該当するような企業の場合の兼職は規定されております。指定管理につきましては、これは請負ではございませんので、行政処分ということになりますので、兼職の規定は適用されない、そういうふうになっております。

公職選挙法についての補足をさせていただきます。公職選挙法の中では、自治体職員と議員の兼職は禁じられておりますけれども、それ以外につきましては兼職の禁止事項はございませんので、公職選挙法の抵触もしないものと、そういうふうと考えております。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） この社員、商工会長、私は、道の駅は、商工会というよりも、観光協会というところが正しいんじゃないかなと思うんですね。商工会長よりも観光協会長、あそこは道の駅というのは、観光の部分だというふうに、商工の部分じゃないというふうにとらえています。そういうことを考えたときに、何でここが観光協会じゃなくして商工会なのかというふうにとちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 社員につきましては、いわゆる会社でいますところの株主というふうにご理解をお願いしたいと思います。

それから、観光協会、観光面におきます道の駅の役割、これは重々私どもも承知をいたしております。

観光協会の会長につきましては、現段階では会長代行ということでございまして、設立時には、社員には入っていただいておりますけれども、設立時の理事のほうには、会長代行は入っていただいておりますので、これからの実際の運営につきましては、商工会長並びに観光協会の代表の方にも入っていただいて、一緒に運営をやっていこうと、そういうふうに理事会の構成をしているところでございます。

○議 長（高田修治君） ほかに。

中川英則君。

○5 番（中川英則君） 社員は、町長、副町長、商工会になっているんですけども、そこは一つの役員だというふうに、下のほうで理事のほうに商工会、観光協会が入っているわけですけども、道の駅というのを観光施設ととらえたときには、その部分は、やはり観光の部分でいくべきだというふうにとらえております。それが今、代行であろうと、どういう形であろうと、やはりそういう部分の戦略というのは必要性があるというふうに考えたときには、商工の部分じゃなくして、観光の部分の中の社員体制というのが正しいんじゃないかなというふうに思っております。もう一度ちょっとお聞きします。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 社員につきましては、あくまでも設立時の役員ということでございまして、実際の運営に携わることはございません。これから先、4月1日以降に今議会での指定管理の議決を受けることができましたならば、具体的な観光面の振興、それにつきましては理事会のほうで実際行っていくということで理事になっていただいていると、そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

○議 長（高田修治君） ほかに。

3 番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 3 番宿利です。

この理事の中に実際の出荷者とか生産者が全然これには、法人には名前が見当たらない。そこら辺のところはどのようになっているのでしょうか。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 指定管理におきまして、法人をつくりました目的に、現在の従業員の方の雇用の確保、それから生産者の所得の向上という二大柱があるわけなんです、法人をつくりまして、まず目指すところにつきましては、経営体制の明確化、確立、それを中心に据えております。したがって、この法人につきましては、経営体制の確立ということから、生産者につきましては、理事の中に今回は入れておりません。

ただし、生産者をももちろん大事にするということから、3カ月に1回程度、生産者の代表組織、出荷組合というのはございますが、そちらと理事長——町長になりますけれども、理事長と理事長の指定する者とが常に協議をしていく場、それを設けるということで対応したいと、そういうふうを考えております。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） それでは、質疑を終わります。

議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第35号から議案第41号までの7議案は、平成24年度玖珠町一般会計並びに各特別会計・水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思っておりますので、本日は大別して質疑を受けたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第35号、平成24年度玖珠町一般会計予算について質疑を行います。

別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号から議案第41号、特別会計分でございます。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第36号から議案第41号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

## 日程第2 予算特別委員会の設置について

○議長（高田修治君） 日程第2、予算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議案第35号から議案第41号までの7議案は、平成24年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、平成24年度当初予算7議案は、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をすることに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまましばらくお待ちください。

午前10時42分 休憩

△

午前11時03分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員を指名いたします。

1 番 廣澤俊幸君	2 番 大谷徹子さん	3 番 宿利忠明君	4 番 石井龍文君
5 番 中川英則君	6 番 菅原 一君	7 番 河野博文君	8 番 尾方嗣男君
9 番 秦 時雄君	10 番 松本義臣君	11 番 宿利俊行君	12 番 清藤一憲君
13 番 藤本勝美君	14 番 片山博雅君	15 番 繁田弘司君	

の15名を指名いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いします。



ここで暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（高田修治君） 再開します。

ただいま設置されました予算特別委員会委員長に12番清藤一憲君、副委員長に1番廣澤俊幸君が選任されました。

### 日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第14号、議案第16号から議案第26号、議案第35号から議案第41号、請願1件、陳情1件）

○議長（高田修治君） 日程第3、これより上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第14号までの10議案、議案第16号から議案第26号までの11議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付されております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第14号までの10議案、議案第16号から議案第26号までの11議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定しました。

次に、議案第35号から議案第41号までの7議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第41号までの7議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり予算特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件及び陳情1件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件及び陳情1件につきましては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日7日から14日までの8日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日から14日までの8日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年3月6日

玖珠町議会 議長 高田修治

署名議員 菅原 一

署名議員 松本義臣